

4 受験対象者について

受験対象者は、下表のとおりです。(P11～12参照)

区分	受験対象者	必要実務経験期間
法定資格	法定資格取得後、その資格に基づき、当該資格に係る業務に従事した方 【P11の別表1】を参照	通算5年以上の従事期間 かつ 900日以上 の従事日数
相談援助業務	特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護予防特定施設入居者生活介護、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所、生活困窮者自立相談支援事業所で相談援助業務に従事する方 【P12の別表2】を参照	

※算入できる実務経験従事期間は、当該資格の登録日以降の期間です。

※業務については、要援護者に対する直接的な援助が当該者本来の業務として位置づけられていることが必要です。

実務経験に係る留意点

- (1) 実務経験は、令和6年10月12日(土)(試験前日)までに満たすことが必要です。
- (2) 実務経験見込で受験した方は、業務期間(見込)終了後速やかに「実務経験証明書」を提出してください。最終提出期限は、令和6年10月18日(金)【※17:00まで必着】となります。
なお、試験当日欠席者についても、「実務経験証明書」の提出は必要となります。
※再提出がない場合は、いかなる場合も受験無効となりますのでご注意ください。
- (3) 従事日数は、業務期間内に実際に従事した日数(休日、休暇、出張、研修、育休、病休、介護休業等で相談援助業務や介護業務等に従事しなかった日を除いた日数)をいいます。
- (4) 要援護者に対する対人の直接的な援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることを必要とするため、当該資格等を有しながら、要援護者に対する対人の直接的な援助ではない研究業務を行っているような期間は実務経験期間に含まれません。
- (5) 実務経験期間の日数換算については、1日の勤務時間が短い者(短時間勤務等)の場合についても1日の勤務日数として算定します。
- (6) 勤務していた施設、事業所等の廃業及び統廃合等により、実務経験証明書の発行が困難な場合については、P28～P31に掲載の「受験資格等に関するQ & A」を参考にしてください。

受験対象者についての留意点

以下の事項に該当する方については、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第69条の2に定める登録を受けることができないので留意すること。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) この法律その他国民の保健医療もしくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- (5) 法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条の6第1項第1号の規定によりその登録が削除され、まだその期間が経過しない者
- (6) 法第69条の39の規定による登録の削除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- (7) 法第69条の39の規定による登録の削除の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の削除の申請をした者(登録の削除の申請について相当の理由がある者を除く。)であって、当該登録が削除された日から起算して5年を経過しない者

5 受験地について

鹿児島県で受験ができるのは、受験申込書を提出する時点で次のいずれかに該当する方です。なお、複数の都道府県で受験することはできません。

区 分		住所地	鹿児島県での受験の可否
受験資格に該当する業務に従事している	勤務地が鹿児島県内	鹿児島県内	○ (勤務地要件を満たす)
		鹿児島県以外	○ (勤務地要件を満たす)
	勤務地が鹿児島県以外	鹿児島県内	× (勤務地の都道府県で受験)
受験資格に該当する業務に従事していない(無職の方を含む)		鹿児島県内	○ (住所地要件を満たす) 【住民票の添付が必要】
		鹿児島県以外	× (住所地の都道府県で受験)

6 受験申込み後の注意点について

確認事項	注 意 点
提出書類に不備が認められた場合	記入漏れや添付書類の不足など、提出書類に不備が認められた場合は、返送する場合があります。 再提出の連絡を受けた場合には、指定された期日までにご対応ください。 ※指定期日までに、再提出がなかった場合には、書類不備により受験できません。
実務経験見込で受験申込みをした場合	実務経験は、令和6年10月12日(土)【試験前日】までに満たすことが必要です。 実務経験 見込 で受験した方は業務期間(見込)終了後速やかに実務経験証明書をご提出ください。なお、最終提出期限は、 令和6年10月18日(金)【※17:00まで必着】 です。 ※再提出がなかった場合は、受験資格を満たさなかったものとして、試験は無効となります。 (試験当日欠席者も再提出していただくこととなります。)
法定資格取得者で資格免許証や登録証を紛失した方等で、各機関へ申請中の状況で受験申込みをした場合	合格証等の写しを提出している方は、資格免許証や登録証がお手元に届き次第、その写しを速やかにご提出ください。最終提出期限は 令和6年10月18日(金)【※17:00まで必着】 です。 ※提出がなかった場合は、受験資格を満たさなかったものとして、試験は無効となります。 (試験当日欠席者も提出していただくこととなります。)
提出書類を受理した場合	提出書類及び受験手数料は一切お返ししません。 (試験当日欠席者も同様です。)
受験申込み後、氏名や住所等が変更になった場合	結婚等により氏名や住所等が変更した場合は、 P23の「記載事項変更届」 を速やかにご提出ください。

7 介護支援専門員実務研修について

本試験の合格者を対象に介護支援専門員実務研修を実施します。

(1)研修日程(予定)

- ・前期研修Ⅰ(オンデマンド方式36.5時間)「配信期間1/9～20」
- ・前期研修Ⅱ(5日間の講義・演習)「1/27～31」
- ・実 習(3日程度) 「2月中」
- ・後期研修(5日間の講義・演習)「3/5～7, 3/10, 11」

(2)受講料 52,000円(テキスト代別途)

(3)研修方法

当該研修は、ハイブリッド方式(Zoomでのオンライン研修・集合型研修)並びにオンデマンド方式で実施する予定です。

Ⅲ 受験資格

受験資格を有する者は、下表のいずれかに該当し、かつ実務経験期間を満たす方のみとなります。

1 及び 2 の期間が通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上である者

No.	対象業務	参照	必要実務経験期間
1	法定資格取得後その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間	別表1	通算して5年以上かつ、900日以上
2	相談援助の業務に従事する者が、当該業務に従事した期間	別表2	

- ※ 算入できる実務経験従事期間は、当該資格の登録日以降の期間です。
- ※ 業務については、要援護者に対する対人の直接的な援助が、当該者の本来の業務として明確に位置づけられていることが必要です。

別表1 法定資格に基づく業務に従事する者

1	医師	8	理学療法士	15	言語聴覚士
2	歯科医師	9	作業療法士	16	あん摩マッサージ指圧師
3	薬剤師	10	社会福祉士	17	はり師
4	保健師	11	介護福祉士	18	きゅうう師
5	助産師	12	視能訓練士	19	柔道整復師
6	看護師	13	義肢装具士	20	栄養士（管理栄養士含む）
7	准看護師	14	歯科衛生士	21	精神保健福祉士

別表2 下表の施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者

番号	対象事業及び施設等	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
1	特定施設入居者生活介護 ※介護保険法第8条第11項 ※以下の施設のうち介護保険の指定を受けた施設 ○有料老人ホーム ○その他厚生労働省で定める施設 ・養護老人ホーム・軽費老人ホーム	生活相談員	指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第175条第1項第1号
2	地域密着型特定施設入居者生活介護 ※介護保険法第8条第21項 ※以下の施設のうち介護保険の指定を受けた施設 ○有料老人ホーム ○その他厚生労働省で定める施設 ・養護老人ホーム・軽費老人ホーム	生活相談員	指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第110条第1項第1号
3	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 ※介護保険法第8条第22項 ○特別養護老人ホーム(29人以下)	生活相談員	指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第131条第1項第2号
4	介護老人福祉施設 ※介護保険法第8条第27項 ○特別養護老人ホーム(30人以上)	生活相談員	指定介護老人福祉施設の人員，施設及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第2条第1項第2号
5	介護老人保健施設 ※介護保険法第8条第28項	支援相談員	介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第2条第1項第4号
6	介護予防特定施設入居者生活介護 ※介護保険法第8条の2第9項 ※以下の施設のうち介護保険の指定を受けた施設 ○有料老人ホーム ○その他厚生労働省で定める施設 ・養護老人ホーム・軽費老人ホーム	生活相談員	指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第231条第1項第1号
7	(計画相談支援) 指定特定相談支援事業所 ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する計画相談支援	相談支援専門員	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)第3条
8	(障害児相談支援) 指定障害児相談支援事業所 ※児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援	相談支援専門員	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)第3条
9	生活困窮者自立相談支援事業所 ※生活困窮者自立支援法第3条第2項	主任相談支援員	生活困窮者自立支援事業等の実施について(平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知)の別紙(別添1)自立相談支援事業実施要領3(2)アに規定する主任相談支援員